

報告第5号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和3年5月11日提出

沼田市長 横山公一

第5号

専 決 処 分 書

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。  
上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月31日

沼田市長 横山公一

## 沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の3の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（賃間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（管理者が別に定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第6条の3の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で管理者が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後給与条例第6条の3第1項に該当しないこととなる職員
  - (2) 旧手当額から改正後給与条例第6条の3第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が別に定める。